

大阪市環境影響評価専門委員会規則

平成 10 年 7 月 30 日

規則第 104 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市環境影響評価条例（平成 10 年大阪市条例第 29 号）第 36 条第 6 項の規定に基づき、大阪市環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 専門委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、専門委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第 3 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第 4 条 会長が必要と認めるときは、専門委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員で組織する。

(会議)

第 5 条 専門委員会の会議は、会長が招集する。

2 専門委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 専門委員会の庶務は、環境局において処理する。

(施行の細目)

第 8 条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日規則第 83 号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 116 号）抄

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。